「柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画」の概要 (平成26年6月)

I はじめに

- 1 国は、平成25年4月13日施行の「新型インフルエンザ等対策特別 措置法」に基づき、同年6月7日に「新型インフルエンザ等対策政府 行動計画」を策定した。
- 2 県は、同年11月19日に「山口県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定した。
- 3 今回、本市は、国県の行動計画を踏まえ「柳井市新型インフルエンザ 等対策行動計画」を策定することとした。
- 4 行動計画の対象とする感染症は、新型インフルエンザ等感染症及び 新感染症で、新型インフルエンザと同様に社会的影響の大きいものと する。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 対策の目的及び基本的な戦略

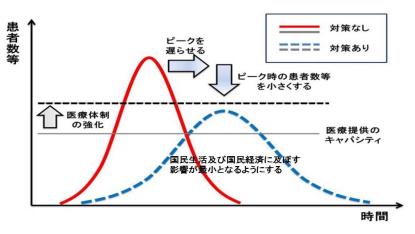
○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

- ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を 軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が 適切な医療を受けられるようにする。

〇市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・ 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活 及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(政府行動計画抜粋)



2 対策推進のための役割分担

- ① 国・・・・基本的対処方針の決定等
- ② 県、市・・・地域医療体制の確保、住民接種・要援護者への支援等
- ③ 医療機関・・診療継続のための院内感染対策や医療資器材の確保等
- ④ 指定(地方)公共機関・・特措法に基づく対策を実施
- ⑤ 登録事業者・・・職場の感染対策、重要業務継続のための準備
- ⑥ 一般の事業者・・職場の感染対策、多数が集まる事業での感染防止
- ⑦ 市民・・・・・個人レベルの感染対策、食料の備蓄等

3 行動計画の主要6項目

(1) 実施体制

- 各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定し、広く周知するとともに、 関係部局が連携し、一体となった取組を進める必要があるため、各発 生段階に応じた体制を整備する。
- 発生段階の移行については、県が必要に応じて国と協議の上決定する。

■柳井市新型インフルエンザ等対策本部(本部長:市長)

発生 段階 国	未発生期	海外 発生	国内発生早期		国内感染期		小康期	
県		期	地域未 発生期		地域発 上早期	地域感染期		
県(本庁)	山口県新型 インフルエ ンザ等対策 推進 会 議	政府対策本部が設置されたとき 山口県新型インフルエンザ等対策本部					政府対策本部 が廃止された とき本部を廃 止し推進会議 に移行	
県(現地)	新型インフル 絡協議会	「ンフルエンザ等対策連 議会 (現地対策本部)						
市	柳井市新型 インフルエ ンザ等対策 推進会議	# # 市新型 (緊急事態宣言がなされたとき) ## ・					緊急事態解除 宣言がされた とき対策本部 を廃止し推進 会議に移行	
	柳井市新型インフルエンザ等対策行動計画策定委員会							

■柳井市新型インフルエンザ等対策推進会議(会長:健康福祉部長 平成28年4月改訂)

(2) 情報提供 • 共有

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国・県・市・医療機関・事業者・個人が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、 適切な行動をとれるよう、迅速に情報提供を行う。

(3) まん延防止

発生の初期の段階から、患者に対する入院措置、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。

(4) 予防接種

[特定接種]

市は政府対策本部の決定に従い、発生時に新型インフルエンザ等対策の実施に携わる職員に特定接種を実施する。

「住民接種」

ワクチンの供給が可能になり次第、市は予防接種法第6条第3項に基づき住民に予防接種(新臨時接種)を実施する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、特措法第46条に基づき住民に対する予防接種(臨時の予防接種)を実施する。

(5) 医療

- ・県は、海外発生期から地域感染期の前の段階までは「帰国者・接触者外来」を設置し、診療を行うとともに、各健康福祉センターに「帰国者・接触者相談センター」を設置する。
- ・原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者等は感染症指定医療機関等に入院措置となる。
- ・県は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも患者が見られるようになった場合には、「帰国者・接触者外来」を指定しての診療体制から一般の医療機関で診療する体制に切り替える。
- ・市は、「帰国者・接触者外来」の市民への周知等により県に協力する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

県は、医療機関が不足し、医療の提供に支障が生ずる場合に「臨時の医療施設」を開設し、医療の提供を行う。市は、これに協力する。

(6) 市民生活及び市民経済の安定の確保

県は、事業者に対し、従業員の感染対策を要請するとともに、生活関連物資等の買占め等が生じないよう要請する。市は、これに協力する。

緊急事態宣言がされている場合の措置

市は、水の安定供給、生活関連物資の価格や供給の安定、要援護者への生活支援等の対応を行う。

Ⅲ 各段階における対策

発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の具体的な対策を 記載する。

発生段階 目的 段階ごと|対策の考え方 に記載 1 未発生期 主要6項目 2 海外発生期 (1) 実施体制 3 地域未発生期 (2)情報提供 • 共有 4 地域発生早期 (3) まん延防止 5 地域感染期 (4) 予防接種 6 小康期 (5) 医療 (6) 市民生活及び市民経済の安定 の確保